

第2章 全体構想

1. まちづくりの目標

2. 分野別の整備方針

1. まちづくりの目標

(1) 基本理念

狹山市総合計画では、5つの基本理念を掲げ、まちづくりに取り組むこととしています。

『まちづくりの基本理念（第4次狭山市総合計画基本構想）』

基本理念1：環境と共生するまちづくり

基本理念2：だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり

基本理念3：快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり

基本理念4：学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり

基本理念5：人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり

第2次都市計画マスタープランにおいても、総合計画におけるまちづくりの基本理念を踏まえながら、都市計画の視点によるまちづくりの基本理念として、以下の4つの理念を掲げ、少子高齢化と人口減少に対応したまちづくりに取り組みます。

全ての人が安全・安心かつ快適に過ごせるまちづくり

ひと

市内全域で安全性の確保や地域の学び・子育て・医療・福祉環境の充実を図ることで、高齢者など全ての市民が安全・安心して快適に住み続けられる都市の形成を図ります。

都市機能が集積した利便性の高いまちづくり

まち

人口減少・少子高齢化の中で、今後もにぎわいと活力を維持・向上していくよう、地域の交流の場となる拠点などに都市機能を集積するとともに、雇用の場を確保することで、持続可能な利便性の高い都市の形成を図ります。

都市環境と豊かな自然・田園環境の共生したまちづくり

自然

平地林や良好な田園といった、武蔵野の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、緑豊かな市街地を形成し、環境にやさしい自然・田園環境の共生した都市の形成を図ります。

地域の特性を活かした魅力的なまちづくり

個性

本市が持つ自然・歴史・文化を活かしながら、美しく誇れる都市環境を形成するとともに、人々の個性、ふれあい豊かなまちづくりを進めます。

(2) 将来都市像

まちづくりの基本理念や前都市計画マスタープランの将来都市像を踏まえ、第2次都市計画マスタープランでは、都市計画に関する主要課題に対して、各拠点や地域の特性を活かした“狭山市版コンパクトな地域づくり”の展開によって豊かな暮らしを実現することを目指します。

«将来都市像»

豊かに暮らし続けられるまち 狹山



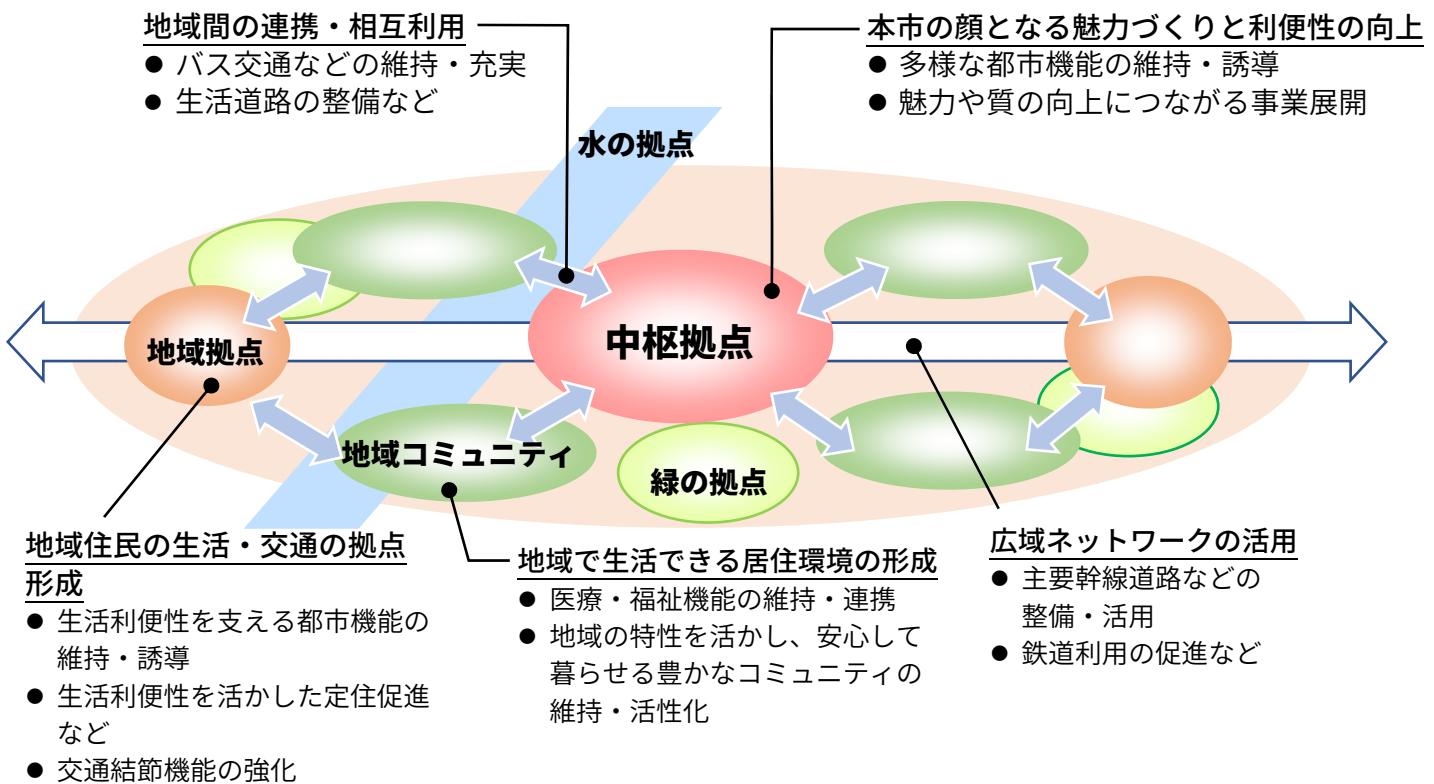
«将来の本市を見据えたまちづくりのあり方»

豊かな暮らしを実現する

“地域の特性に応じたコンパクトな地域づくり”的展開

各地域の特徴や魅力を活かした地域づくりと、各ネットワークにより地域間の連携を図り、全体としてコンパクトなまちづくりを目指します。

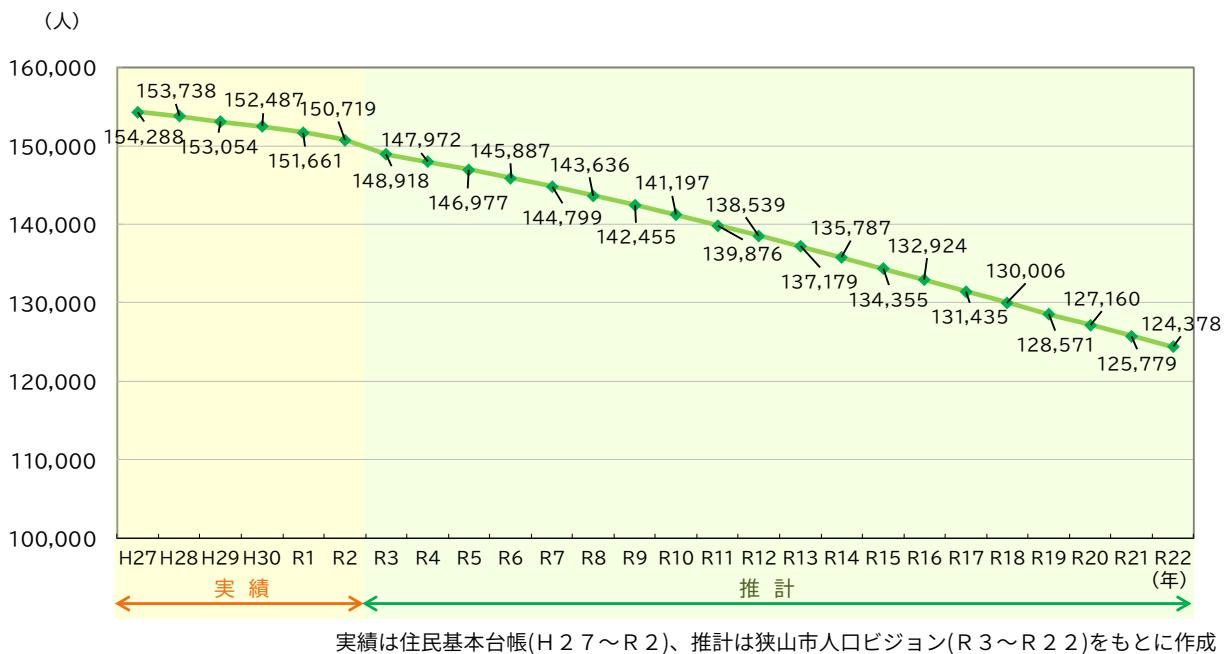
■ 『地域の特性に応じたコンパクトな地域づくり』のイメージ



(3) 将来人口

本市の将来人口は、令和2年(2020年)では15万人超となっていますが、計画の目標年次である令和22年(2040年)では、人口約12万4千人まで減少することが予想されています。第2次都市計画マスターplanでは、今後も人口減少が続くことを前提に、持続可能なまちづくりに向けた都市構造の転換を図ります。

■ 20年間の人口推計結果



(4) 将来都市構造

将来推計においても人口の減少傾向が続くと予測されるなか、持続可能なまちづくりに向けて、集約と連携による都市構造の転換が求められます。中枢拠点（狭山市駅周辺）や地域拠点（入曽駅周辺、新狭山駅周辺、稻荷山公園駅周辺）の役割を明確にし、拠点の特性に応じた魅力の創出とそれらの拠点を結ぶ交通ネットワークを形成する都市構造を構築します。

また、市内8地区（入間川地区、入曽地区、堀兼地区、奥富地区、柏原地区、水富地区、新狭山地区、狭山台地区）においては、コンパクトな地域づくりにより、地域のコミュニティを重視しながら、歩いて暮らせる地域づくりと安全・安心に暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

① 拠点の方針

人口減少下における持続可能なまちづくりを目指し、利便性が高く快適な市民生活を実現するため、地域特性に応じた拠点の形成を図ります。

中枢拠点や地域拠点では、都市機能の集積や都市基盤の整備などを重点的に進めるとともに、緑の拠点、水の拠点では地域資源を活用した交流促進を図ります。また、工業・流通拠点では、市の工業・流通業の中核としてふさわしい環境の整備を進めます。

また、拠点や市内8地区において、“地域の特性に応じたコンパクトな地域づくり”を目指し、地域の均衡ある発展と地域コミュニティの形成を図ります。

拠 点	方 針
中枢拠点 <ul style="list-style-type: none">● 狹山市駅周辺	<ul style="list-style-type: none">● 中枢拠点は、市の顔となる魅力づくりと利便性の向上を目指します。● 狹山市駅周辺地区について、市の中心市街地として、商業、業務、文化、居住などの都市機能の集積、交通結節機能の強化、魅力的な街並み形成を進めます。● 狹山市駅に近接する入間川、入間川2丁目・狭山地区については、計画的整備区域(都市機能促進)として土地利用の転換を進め、新たな市街地を形成します。
地域拠点 <ul style="list-style-type: none">● 入曾駅周辺● 新狭山駅周辺● 稲荷山公園駅周辺	<ul style="list-style-type: none">● 地域拠点は、市民の生活・交通の拠点形成を目指します。● 入曾駅周辺地区については、現在取り組んでいる入曾駅周辺整備事業を推進し、安全で利便性の高い市街地形成と交通結節機能の強化を図ります。● 新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全を図ります。● 稲荷山公園駅周辺地区については、基地跡地の有効活用や道路整備などを進め、既存の公共施設や文教施設を活かした地域拠点の形成を進めます。
工業・流通拠点 <ul style="list-style-type: none">● 狹山工業団地● 川越狭山工業団地● 圏央道狭山日高インターチェンジ周辺	<ul style="list-style-type: none">● 狹山工業団地や川越狭山工業団地の既存工業団地について、市の工業・流通業の中核としてふさわしい環境の整備を進めます。● 圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域について、既存の工業団地の拡張に向け、土地利用の転換を図り、成長産業分野や流通業を中心とした新たな工業・流通拠点の形成を進めます。

緑の拠点	● 智光山公園、堀兼・上赤坂公園、狭山稻荷山公園において、市民及び広域圏のレクリエーション・憩いの拠点としての機能を充実することで、緑の拠点の形成を図ります。
水の拠点	● 入間川周辺において、親しみとうるおいのある水辺空間の整備と豊かな自然の保全により、水の拠点の形成を図ります。
地域コミュニティ	● 市内8地区について、地域の特性を活かし、安心して暮らせる豊かなコミュニティの維持・活性化に向けた活動のための環境整備を進めます。

② ネットワークの方針

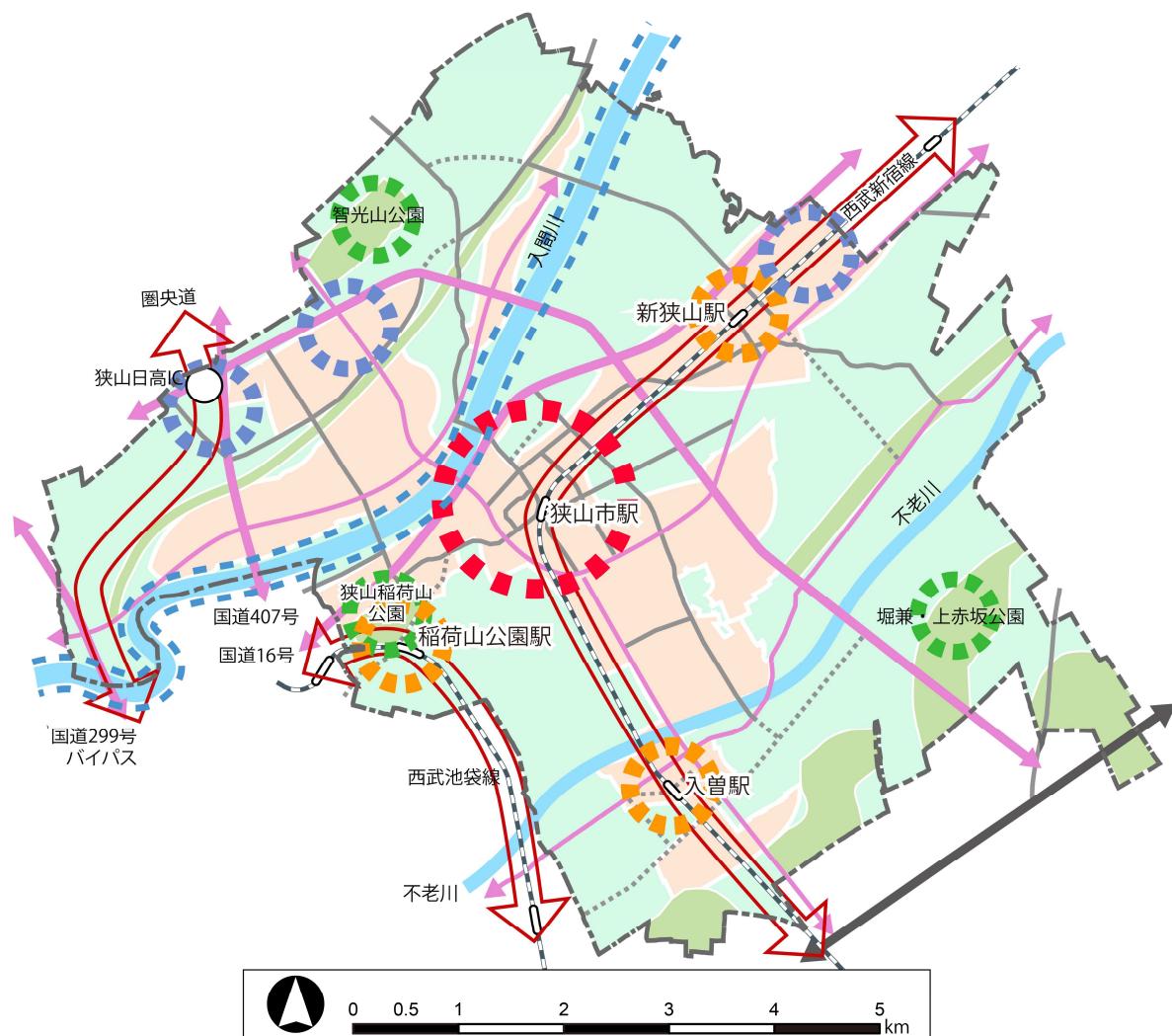
市の骨格をなす交通ネットワークは、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能な都市構造を構築するために、重要な役割を担っています。

広域連携軸により広域アクセス性の向上を図るとともに、主要幹線道路や幹線道路により近隣の都市を結ぶ交通ネットワークを構築します。また、地域内幹線道路も、市内の各地域を連絡する重要なネットワークとして位置づけます。これらのネットワークの形成上必要と考えられる道路で、都市計画決定されていないものについては構想道路として位置づけ、整備の必要性や効果を検討します。

今後、少子高齢化がさらに進展するなかでのまちづくりに向けて、道路による交通ネットワークだけではなく、鉄道やバスによる輸送の充実を図り、持続可能な公共交通によるネットワークを形成します。

ネットワーク	方針
広域連携軸	<ul style="list-style-type: none">首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や西武新宿線、西武池袋線を広域連携軸として、広域との連携を強化する道路・公共交通ネットワークの形成を進めます。
主要幹線道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">東西軸としての国道16号と南北軸としての東京狭山線を中心に、国道299号バイパスや国道407号を主要幹線道路ネットワークとして、広域的な都市間との連携を強化するため、都市の骨格を形成する主要幹線道路の整備を促進します。
幹線道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">所沢狭山線、川越入間線、入間柏原線、工業団地日高線を幹線道路ネットワークとして、安全で快適な暮らしや都市活動を支え、近隣都市間との連携を強化するため、都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進します。
地域内幹線道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">市内の各地域を連絡する地域内幹線道路の整備を計画的に進め、良好な交通ネットワークの構築を進めます。
核都市広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none">市南部の東西軸として、隣接市と連携を図りながら、核都市広域幹線道路の整備を促進します。
構想道路	<ul style="list-style-type: none">ネットワーク形成に必要な道路として、整備の必要性や効果を検討し、必要に応じて都市計画決定などにより整備を位置づけます。

■将来都市構造図



凡 例

	中枢拠点		広域連携軸		核都市広域幹線道路
	地域拠点		主要幹線道路 ネットワーク		構想道路
	工業・流通拠点		幹線道路 ネットワーク		市街化区域(現行)
	緑の拠点				地域内幹線道路 ネットワーク
	水の拠点				

(5) 土地利用の方針

将来都市構造における拠点とネットワークの位置づけとともに、持続可能なまちづくりを実現するためには、拠点やネットワークと調和した計画的な土地利用が求められます。

第4次狭山市総合計画基本構想においては、土地利用の方針として6つの方針を掲げ、かけがえのない貴重な資源であり、市民生活や事業活動などの基盤となるものとして、秩序ある土地利用を進めることとしています。

≪土地利用の方針（第4次狭山市総合計画基本構想）≫

- ① 緑豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいくため、緑地などの保全を優先するなかで、これと共生する土地利用を進めます。
- ② 農業の振興や都市のオープンスペースの確保のため、優良な農地の保全を優先するなかで、これと調和する土地利用を進めます。
- ③ 愛着を持って住み続けられる安全で快適な住環境の形成のため、市街地の整備改善を進めます。
- ④ 一体性・連続性のある効率的なまちづくりのため、市街地の計画的な整備を進めます。
- ⑤ 交通の利便性の高いまちづくりに向けて、道路網の整備や公共交通の維持・充実などと連携した土地利用を進めます。
- ⑥ 都市としての自立性や活力の創出のため、商業・業務機能などの集積や産業の立地を促進する土地利用を進めます。

第2次都市計画マスタープランにおいても、上記の6つの土地利用の方針を踏まえ、土地利用の特性に応じた方向性を掲げます。

具体的には、市街化区域においては、駅周辺を中心とした商業・業務系市街地、その周辺を住宅市街地として位置づけ、暮らしやすい居住環境の維持・向上を図ります。また、幹線道路沿道を中心に複合市街地や工業系市街地に位置づけ、都市の活力向上を図ります。なお、これらの市街地は土地利用の状況（動向）に合わせた適切な用途地域の見直しについて検討を進めます。

さらに、中枢拠点の範囲内の市街化区域周辺については、魅力づくりと利便性の向上のため、計画的整備区域(都市機能促進)に位置づけ、圏央道狭山日高インターチェンジ周辺や幹線道路ネットワーク沿道については、市の活力や雇用の創出に資する計画的整備区域(産業機能促進)に位置づけ、都市の持続的発展に向けた土地利用の転換を図ります。

市街化調整区域における農用地や田園地においては、無秩序な市街地拡大の抑制や優良な農地の保全・活用により、良好な住環境と安定した農業環境の形成を図ります。

商業・業務系市街地

狹山市駅周辺地区について、本市の中心市街地として、商業・業務地の拡充などを通じて、土地の有効利用を進め、商業、業務、文化などの各種都市機能の集積を図ります。

入曽駅周辺地区について、駅前広場の整備に合わせて商業・業務地の拡充などを図るとともに、新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持に努めます。

複合市街地

市街化区域内の幹線道路沿道を中心に、市民の生活に資する商業や生活サービス施設の立地を促進するとともに、周辺の住宅地と調和した利便性の高い市街地形成を図ります。

工業系市街地

市街化区域内における工業系用途地域を中心に、既存の工業地及びその周辺で工業地としての立地条件を備えた地区については、周辺の道路整備や操業環境の整備により、地域経済の発展につながる産業振興を進めます。

住居が混在する工業系地区について、工場立地の適正化や敷地内緑化、市街地環境の改善を進めます。

住宅市街地

市街化区域内における住居系用途地域においては、中枢拠点や地域拠点と連携しながら利便性が高く質の高い良好な住環境を形成するとともに、災害に強い安全な地域づくりに向けて、道路や公共施設、生活基盤の計画的な整備改善と適正な維持管理を進めます。

主な公園・緑地

智光山公園、堀兼・上赤坂公園、狭山稻荷山公園といった比較的規模の大きな総合公園については、緑の拠点として、また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、機能の充実を進めます。その他の市民に身近な公園について、憩いとやすらぎの場として、市民との協働による維持管理を進めます。

平地林や斜面林などについて、緑豊かな自然環境を保全することを優先に、適正な土地利用を進めるとともに、市街地に残された緑地の保全、市街地の緑化の推進により、緑豊かな街並み形成を進めます。

農用地

市街化調整区域内の農用地について、優良な農地を保全することを優先に、適正な土地利用を進め、営農環境の維持や耕作放棄地の抑制を推進します。

田園地

市街化調整区域内の田園・集落地においては、無秩序な市街地拡大の抑制により自然環境と調和した良好な住環境を形成します。また、地域間の連携や拠点との連携強化により、生活利便性の維持・向上を図るとともに、生活環境の整備改善を進め、地域で住み続けられる環境づくりを進めます。

計画的整備区域(都市機能促進)

計画的整備区域（都市機能促進）においては、中枢拠点の一部として、拠点の魅力・生活利便性向上に資する商業・医療・福祉などの土地利用の転換を進め、狭山市駅周辺を中心とした中心市街地の拡大・発展を推進します。

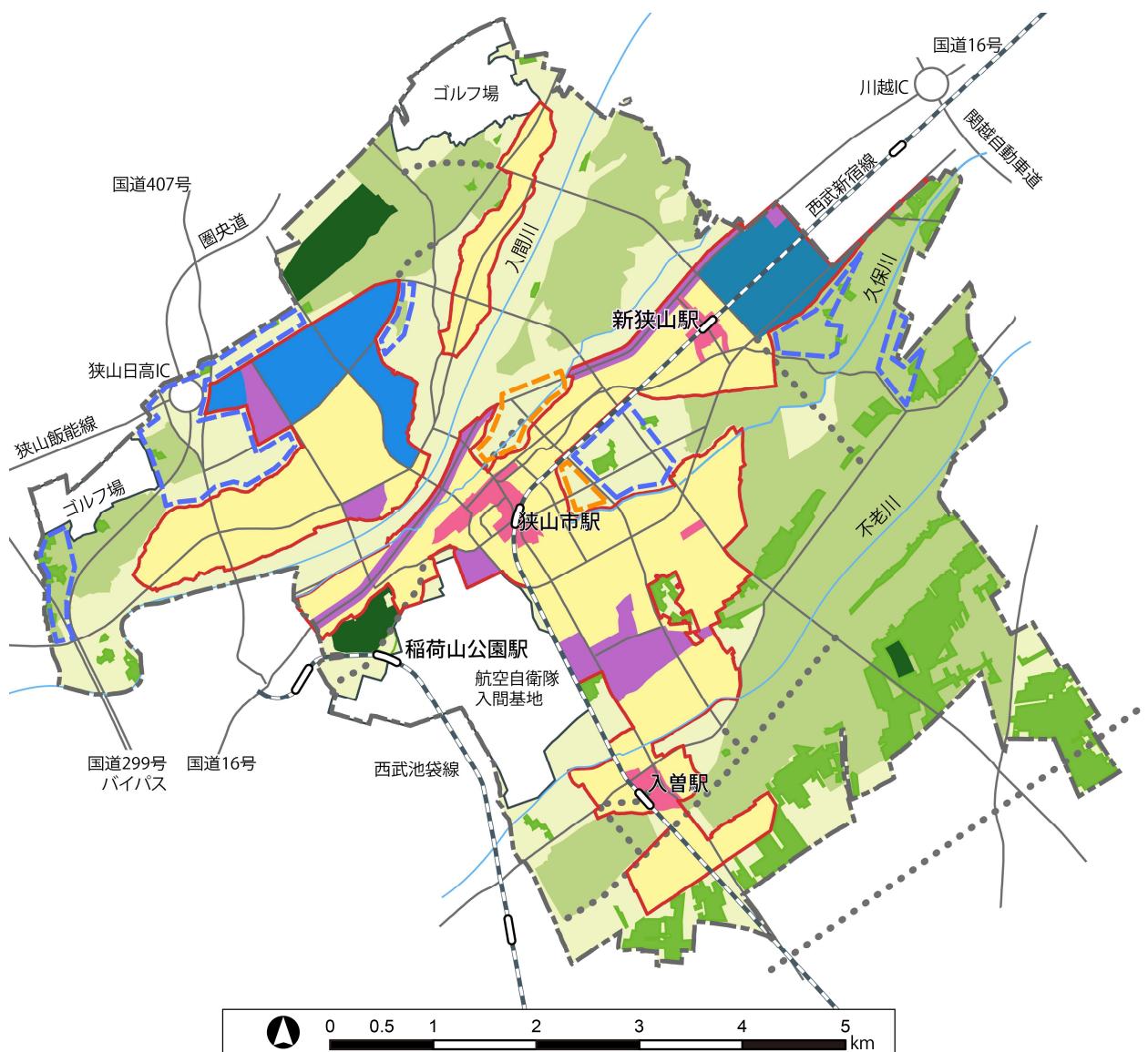
なお、国道16号などの幹線道路の沿道については、交通利便性を活かしてさらに流通・通信機能などの立地を促進します。

計画的整備区域(産業機能促進)

計画的整備区域（産業機能促進）については、市の活力や雇用の創出に資する、産業系の土地利用転換を推進します。

なお、圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域は、その立地特性を活かし、工業団地の拡張に向け、工業・流通機能などの立地を促進します。

■土地利用の方針図



凡 例

[Red Box]	商業・業務系市街地	[Dark Green Box]	主な公園	[White Box with Line]	主要道路
[Purple Box]	複合市街地	[Medium Green Box]	緑地	[Dotted Line Box]	構想道路
[Blue Box]	工業系市街地	[Light Green Box]	農用地	[Red Oval]	市街化区域 (現行)
[Yellow Box]	住宅市街地	[Lightest Green Box]	田園地		
[Orange Dashed Box]	計画的整備区域 (都市機能促進)	[Blue Dashed Box]	計画的整備区域 (産業機能促進)		

2. 分野別の整備方針

まちづくりの目標の実現に向けて、都市の基盤となる道路・交通や良好な市街地形成や環境整備のための公園・緑地・水辺環境、都市環境、産業の分野別に、基本的な考え方となる目標と方針を定めます。

(1) 道路・交通整備の方針

分野別的主要課題やまちづくりの目標を踏まえ、道路・交通整備に係る2つの目標と4つの方針を定めます。

《道路・交通整備の目標》

目標1：人と人、人とまちをつなぐ道路の整備

市内の幹線道路や生活道路は、本市と周辺都市や市内の地域間をつなぐ重要な役割を担っており、移動しやすく利便性の高い道路網の形成と計画的な維持管理が求められます。

そのために、広域的なネットワークとして、都市の骨格となる道路体系の確立を図るとともに、地域内ネットワークとして、生活を支える身近な道路の整備・保全を図ることで、人と人、人とまちをつなぐ道路づくりを目指します。

目標2：全ての人が使いやすい交通環境の整備

人口減少、少子高齢化が進展する中、子どもや高齢者、障がいのある人まで、だれもが円滑に移動することができるよう、公共交通網の維持・充実と交通結節点の機能強化が求められるとともに、市街地においては、だれもが安全で円滑に利用できる道路環境づくりが求められます。

そのために、だれもが利用しやすい公共交通体系の確立と、人にやさしい通行環境の整備により、全ての人が使いやすい交通環境づくりを目指します。

■道路・交通整備の目標・方針の体系

《道路・交通整備の目標》

目標1：
人と人、人とまちを
つなぐ道路の整備

《道路・交通整備の方針》

方針1－1：都市の骨格となる道路網の確立

- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 地域内幹線道路

方針1－2：生活を支える身近な道路の整備・保全

- 生活道路

目標2：
全ての人が使いやす
い交通環境の整備

方針2－1：利用しやすい公共交通網の確立

- 公共交通
- 交通結節点

方針2－2：人にやさしい通行環境の整備

- 歩行環境
- 交通環境

《目標1：人と人、人とまちをつなぐ道路の整備》

方針1－1：都市の骨格となる道路網の確立

将来都市構造に位置づける主要幹線道路ネットワーク、幹線道路ネットワーク、地域内幹線道路ネットワークの整備促進により、都市の骨格となる道路体系を確立します。

■主な取り組み

- 都市計画決定している道路について、優先順位の見直しを図りつつ計画に沿った整備の推進及び長期未着手の道路の見直し
- 都市計画決定している国・県道の拡幅に関する国・県への整備推進を要望
- 行政界をまたぎ他市が都市計画決定した道路の関係市と連携した整備計画の検討
- 必要性・実効性に基づく構想道路の検討
- 緊急輸送道路の適切な指定と維持管理
- 国・県道の適切な維持管理などの国・県への要望
- 道路・橋梁などの計画的な維持管理
- 新技術の活用などによる効率的な維持管理の検討

方針1－2：生活を支える身近な道路の整備・保全

生活道路については、計画的な整備・維持管理により、生活を支える身近な道路としての整備・保全を図ります。

■主な取り組み

- 生活道路の計画的な整備の推進
- 交差点などの改良工事の推進
- 道路・橋梁などの計画的な維持管理

《目標2：全ての人が使いやすい交通環境の整備》

方針2－1：利用しやすい公共交通網の確立

鉄道やバス、その他の多様な移動手段の確保による公共交通ネットワークの形成や駅を中心とした交通結節点の機能強化により、だれもが利用しやすく利便性の高い公共交通体系を確立します。

■主な取り組み

- 鉄道輸送及びバス輸送の強化、利便性の向上に向けた関係機関への要請
- 交通空白地域に対して市内循環バスなどの充実及び地域コミュニティ交通の導入など、持続可能な公共交通システムの検討
- 駅前広場など駅周辺の整備・維持管理
- 周囲に配慮した市営自転車駐車場の運営

方針2－2：人にやさしい通行環境の整備

駅周辺の市街地や住宅地を中心に、人にやさしく安心して歩くことができる通行環境を整備します。

■主な取り組み

- 道路整備などに合わせたバリアフリー化
- 歩道の狭い箇所の拡幅
- 生活道路などでの必要な交通安全施設の設置と維持管理
- 自転車通行空間の整備
- 大規模民間施設などでの自転車駐車場整備の指導などの実施

(2) 公園・緑地・水辺環境整備の方針

分野別的主要課題やまちづくりの目標を踏まえ、公園・緑地・水辺環境整備に係る1つの目標と3つの方針を定めます。

《公園・緑地・水辺環境整備の目標》

目標：豊かな緑と水の魅力にふれあえる環境づくり

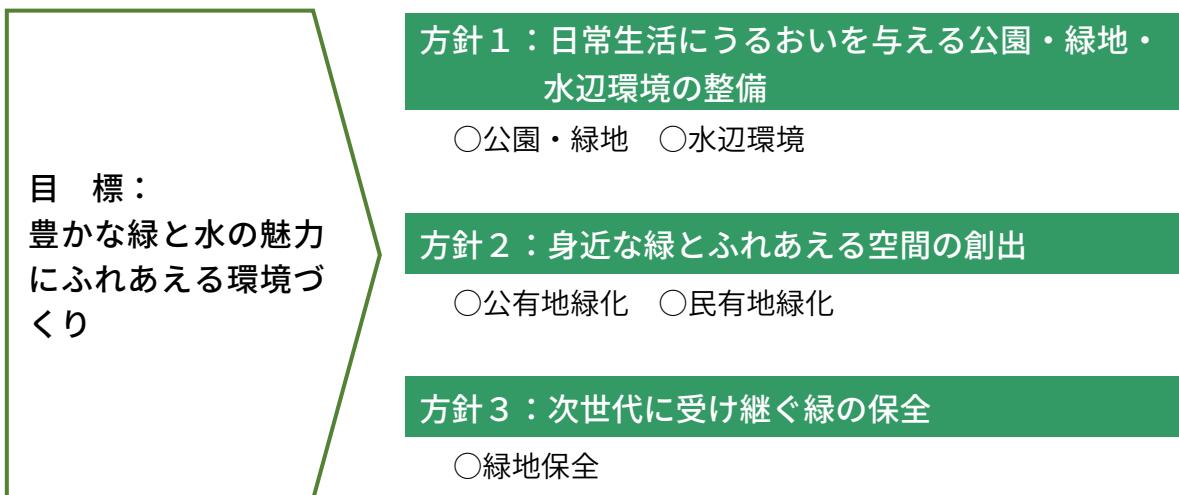
智光山公園、堀兼・上赤坂公園、狭山稻荷山公園などの公園や市南部の平地林などの緑地、入間川などの水辺環境は、市民の豊かな自然環境・景観に対する満足度が高く、本市の強みとなっています。こうした魅力をレクリエーションや交流機能として活用するとともに、その他の自然環境や身近な緑についても、積極的な緑化と緑の保全・活用が求められます。

そのため、本市の特徴的な資源でもある公園・緑地・水辺環境については、日常生活にうるおいを与える資源として計画的な整備と適切な管理を図るとともに、身近な生活空間の緑化と自然環境の保全・継承に取り組むことで、豊かな緑と水の魅力にあふれる環境づくりを目指します。

■公園・緑地・水辺環境整備の目標・方針の体系

《公園・緑地・水辺環境整備の目標》

《公園・緑地・水辺環境整備の方針》



《目標：豊かな緑と水の魅力にふれあえる環境づくり》

方針1：日常生活にうるおいを与える公園・緑地・水辺環境の整備

智光山公園、堀兼・上赤坂公園、狭山稻荷山公園などの公園や市南部の平地林などの緑地、入間川などの水辺環境は、計画的な整備・改修、多様な機能の向上・活用、適切な維持管理を図ります。

■主な取り組み

- 市民のレクリエーションや憩いとなる比較的規模の大きな総合公園の機能向上の検討
- 既存公園の計画的な改修の検討
- 除草など公園の適切な維持管理
- 水の拠点（入間川周辺）における観光面での整備の推進
- 県及び流域都市と連携した、入間川及び不老川の水質浄化
- 市民、団体、事業者と協力した公園の管理体制の推進

方針2：身近な緑とふれあえる空間の創出

道路や学校、公民館などの公共施設における緑化や市民、事業者との協力による民有地緑化に取り組み、身近な緑とふれあえる空間を創出します。

■主な取り組み

- 学校、公民館などの公共施設における敷地内緑化の推進
- 周辺環境に配慮した道路における植栽の検討
- 生け垣の補助金制度による市街地での緑化の推進
- 苗木などの配布による緑化の促進
- 開発事業による土地利用における緑化指導
- 市街地の身近な緑である生産緑地地区の適正な管理・指導

方針3：次世代に受け継ぐ緑の保全

平地林や斜面緑地などの自然環境や、入間川及び不老川などの水辺環境、市街化調整区域における農地といった田園環境など、本市の骨格となる緑を保全し次世代に継承します。

■主な取り組み

- ふるさとの緑の景観地の公有地化などによる保全
- 斜面緑地の間伐などによる樹木の更新
- 市街化調整区域における新たな宅地化の抑制による緑地の保全
- 農業振興地域内農用地を中心とした農地の保全

(3) 都市環境整備の方針

«都市環境整備の目標»

目標1：住み続けることができる住まい・まちづくり

近年、頻発する自然災害への対応や生活環境の改善など、良好な居住環境の形成が求められます。また、今後も人口減少や少子高齢化が進むなか、増加している空き家対策や少子高齢化に対応した住宅供給や住環境整備が求められます。

そのために、災害に備えた安全な住環境整備や安心して暮らせる住環境の誘導を図ることで、だれもが住み続けることができる住まい・まちづくりを目指します。

目標2：市民の快適な生活を支える

都市基盤や公共施設、生活関連施設の老朽化が進行するなか、市民の生活環境を維持するためには、これらの施設の老朽化への対応により、持続可能な行政サービスの提供が求められます。

そのために、公共施設・インフラの適切な維持管理とともに、景観や環境に配慮した質の高い住環境の形成により、市民の快適な生活環境づくりを目指します。

■都市環境整備の目標・方針の体系

«都市環境整備の目標»

目標1：
住み続けることができる住まい・まちづくり

目標2：
市民の快適な生活を支える

«都市環境整備の方針»

方針1－1：災害に備えた安全な住環境整備

- 風水害対策 ○地震対策

方針1－2：安心して暮らせる住環境の誘導

- 安全な住環境 ○安心できる生活環境

方針1－3：だれもが住み続けられる住宅・住環境整備

- 少子高齢化に対応した住宅・住環境整備 ○開発指導

方針2－1：公共施設・インフラの適正な維持管理

- 公共施設全般 ○個別施設の適正管理と長寿命化

方針2－2：快適な住環境の実現

- 快適な住環境

《目標1：住み続けることができる住まい・まちづくり》

方針1－1：災害に備えた安全な住環境整備

比較的、自然災害による大きな被害が少ない本市においても、近年の気候変動に伴う集中豪雨や大型台風、地震などによる自然災害に備え、国土強靭化の考えに基づく対策に取り組み、災害に備えた安全な住環境を形成します。

■主な取り組み

- 治水安全性の向上に向けた不老川流域、入間川流域における流域都市と連携した埼玉県への要望
- 河川や水路の改修などの計画的な実施
- 公共下水道（雨水）の整備推進
- 急傾斜地における県との協力による安全性の確保
- 住宅密集地などリスクの高い地域や災害時の道路機能維持のための沿道への防火・準防火地域指定の検討
- 水道施設の計画的な耐震化と応急給水体制の充実
- 耐震診断や耐震改修補助制度による住宅の安全性向上の推進
- 災害に備えた大型備蓄倉庫の機能維持
- 個人住宅に設置する雨水貯留・浸透施設に対する補助制度の周知による利用促進

方針1－2：安心して暮らせる住環境の誘導

住宅や建物の立地にあたっての規制・誘導による安全な住環境の形成や、防犯、交通安全、騒音などの生活環境の維持、空き家対策の取り組みなどにより、安心して暮らすことができる住環境を誘導します。

■主な取り組み

- 開発事業による土地利用に際して、いっ水被害が生じないよう雨水の区域内処理の指導
- 建替えなどに伴う道路後退の促進
- 地震などによって倒壊の危険性があるブロック塀などの改修に向けた支援
- 開発事業による土地利用に際して、道路照明灯やカーブミラーなどの必要な交通安全施設の設置の指導
- 航空機による障害の解消・軽減に関する国への要望と、国の補助事業の活用による様々な障害の軽減対策の推進
- 防災、防犯、衛生、景観など様々な面で生活環境に悪影響を及ぼす空き家や空き地の対策

方針1－3：だれもが住み続けられる住宅・住環境整備

少子高齢化が進行するなか、高齢化に対応した住宅供給や子育て世代や高齢者などが生活しやすい住環境整備、大規模開発時における適切な指導による住環境整備などにより、だれもが住み続けられる住宅・住環境の形成を目指します。

■主な取り組み

- 高齢者住宅整備資金貸付制度や介護保険制度の住宅改修費支給制度による高齢者の状況に応じた住宅改修の促進
- 区域の基幹となる公立保育所における児童館や子育てプレイスなどとの複合化による子育て支援拠点の整備
- 公共施設の改修に伴うバリアフリー化や整備の際のユニバーサルデザインの導入
- 修繕などの実施による老人福祉施設の施設機能の維持
- 障がい者施設の開設に対する適切な指導
- 大型施設の開発行為に対する適切な指導
- 既存公園の計画的な改修の検討
- 一定規模以上の住宅地の建設を目的とした開発事業における緑化及び公園整備の指導

《目標2：市民の快適な生活を支える》

方針2－1：公共施設・インフラの適正な維持管理

本市の学校や市営住宅、集会所などの公共施設や汚水管などの生活基盤については、公共施設再編計画に基づき、公共施設・インフラの適正な維持管理と長寿命化を図ります。

■主な取り組み

- 公共施設等総合管理計画に沿った長寿命化や統廃合による、持続可能な公共施設の維持管理
- 児童・生徒数の将来推計と学校施設の老朽化度を踏まえた、小中学校の再編と計画的な学校施設の長寿命化の実施
- 既存の市営住宅ストックに対する適切な改修・改善事業の実施による、建物の長寿命化の推進
- 近隣市と連携した公共施設の相互利用
- 公共施設の改修に伴うバリアフリー化や整備の際のユニバーサルデザインの導入
- 公共下水道管の老朽化対策や地震対策の推進による管路の長寿命化
- 水道施設の老朽化対策や地震対策
- 循環型社会の形成に向けた、一般廃棄物処理施設の適正管理と更新の推進

方針2－2：快適な住環境の実現

市街地や住宅地において、各種都市計画制度の活用や景観・環境に配慮した規制・誘導などにより、快適な住環境を実現します。

■主な取り組み

- 地区計画制度や建築協定の活用による、住環境の維持や質の向上に向けた支援
- 屋外広告物の規制に対する適切な指導及び違反物の除去
- 太陽光発電システムや蓄電池の普及に向けた市民への補助制度の推進
- 地域コミュニティ活動の拠点となる自治会集会所の整備の推進

(4) 産業環境整備の方針

«産業環境整備の目標»

目標1：新たな本市の活力を生み出す産業の支援

将来にわたり都市が持続し発展していくため、定住に向けた居住環境の形成だけではなく、就業の場として、雇用や税収を生み出す産業の活性化が求められます。

そのために、新たな産業を呼び込むための産業環境の整備や計画的な土地利用の誘導により、新たな本市の活力を生み出す産業づくりを目指します。

目標2：活力ある産業を育てる

急速に進む人口減少や車社会の進展により、駅周辺や商店街などの市民の生活を支える身近な商業の衰退につながることが懸念されます。また、農業環境においても、営農者の高齢化や後継者不足により、農地転用や耕作放棄地の増加が懸念され、持続的な地域産業の活性化が求められます。

そのために、市民の生活を支える商業の活性化や地域産業への支援と安定した農業継続のための支援により、活力ある地域産業の育成を目指します。

■産業環境整備の目標・方針の体系

«産業環境整備の目標»

目標1：
新たな本市の活力を
生み出す産業の支援

«産業環境整備の方針»

方針1－1：新たな産業の呼び込み
○産業環境

目標2：
活力ある産業を育てる

方針2－1：生活を支える地域産業への支援
○商業活性化 ○都市機能の集積

方針2－2：安定した農業の継続のための支援
○農業環境

《目標1：新たな本市の活力を生み出す産業の支援》

方針1－1：新たな産業の呼び込み

本市の活力ある産業の発展に向けて、工業・流通拠点を中心に既存の工業団地の拡張や産業系土地利用への計画的な転換により、新たな産業を創出します。

■主な取り組み

- 既存の工業団地の拡張
- 新たな産業系土地利用の推進
- 狹山市工場立地法地域準則条例による工業系用途地域の緑化率の緩和
- 補助制度などを活用した産業の振興や立地促進

《目標2：活力ある産業を育てる》

方針2－1：生活を支える地域産業への支援

狭山市駅周辺の中核拠点や入曽駅周辺や新狭山駅周辺などの地域拠点においては、駅周辺の利便性を活かした商業環境や商店街の活性化を図るとともに、拠点の役割と特性に応じた都市機能の集積を図り、市民の生活を支える地域産業の活性化に取り組みます。

■主な取り組み

- 都市機能を集積するための土地利用の推進
- 中枢拠点の回遊性向上による商業活性化の推進
- 入曽駅周辺における駅前整備事業と合わせた商業機能の充実
- 新狭山駅周辺における商店街と地域コミュニティの連携支援
- 補助事業などによる中小企業の安定成長と振興

方針2－2：安定した農業の継続のための支援

市街化調整区域の農地や市街化区域内の生産緑地などについては、農業者の意向を踏まえた農業経営の支援や農業環境の保全に向けた計画的な土地利用により、安定した農業の継続を目指します。

■主な取り組み

- 農業振興地域内農用地を中心とした農地の保全
- 補助制度などを活用した農業者育成や農業経営の支援